

有害鳥獣捕獲許可権限の市町村への移管

特例措置前

○許可権限は、地方自治法により既に市町村に移譲されているが、兵庫県の鳥獣保護事業計画において許可期間が「原則として3カ月以内」とされていたため、許可発行の手続が煩雑であった。

ニーズ

○兵庫県養父市においては有害鳥獣の被害が深刻化しており通年において有害鳥獣の駆除を行う必要がある。

特例措置

○兵庫県の鳥獣保護事業計画における有害鳥獣捕獲許可基準の許可期間を「原則3か月」から「必要かつ適切な期間」等に変更。

効果

○養父市において、実質的に1年間の有害鳥獣の捕獲許可を行うことが可能になり、事務負担が低減され、有害鳥獣駆除の促進につながった。